

化学物質管理の大転換

対策はお済みですか？

▶ 化学物質管理に係る資格養成講習のご案内

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正され、自律的管理を基軸とする化学物質規制が導入されました。令和6年4月からは「**化学物質管理者**」と「**保護具着用管理責任者**」の**選任が義務付けられています。**

化学物質管理者

化学物質（リスクアセスメント対象物（改正施行後）約2,900物質）を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場（業種・規模要件なし）については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理など、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。

保護具着用管理責任者

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させる必要があります。

化学物質を製造する事業場とは？

Q

- 物質を希釈して濃度の異なる製剤にすることは製造に該当するか？
- 物質の構造や性状を変える行為は製造となるか？
- A物質とB物質の混合（2液混合タイプの塗剤など）も該当するの？



A

- 物質の構造や性状を変えたものや希釈、混合したものを譲渡提供（＝ラベル・SDSを作成）する事業場は、労働安全衛生規則12条の5の『製造』に該当するため、専門的講習を修了した者から化学物質管理者を選任する必要があります。
- 譲渡提供を目的とせず自社で消費する場合は同規則第12条の5の『製造』に該当しません。

2024年度 講習会日程

化学物質管理者専門的講習 2日コース（製造事業場向け）	① 11/28（木）～11/29（金） ③ 2025年3/19（水）・3/21（金）	② 2025年1/27（月）～1/28（火）
化学物質管理者研修 1日コース（取扱い事業場向け）	① 10/4（金）	② 12/6（金） ③ 2025年2/19（水）
保護具着用管理者選任時研修	① 10/7（月） ⑤ 2025年1/24（金）	② 10/30（水） ⑥ 2025年2/7（金） ③ 11/22（金） ⑦ 2025年3/12（水） ④ 12/20（金）

本講習は厚生労働省が定める講習告示や教育実施要領に基づいた養成講習で、講習受講者には修了証を交付いたします。

申込方法

当協会のホームページからお申込みできます（受講料引あり）。またはFAXでも受付ます。詳細はHPまたはお電話で。お問合せはお気軽に！

電話：045-662-5965 FAX：045-201-7122

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会



神奈川労働安全

検索

<https://roaneikyo.or.jp>